

新型コロナウイルス感染症の医療にあたる医療従事者への待遇改善として特殊勤務手当を支給!!

熊本大学病院では1月より新型コロナウイルス感染症患者の受入が始まりました。2月18日には熊本県独自の緊急事態宣言は解除され、感染者数も減少しつつありますが、未だ収束の兆しは見えないままです。このような状況において、最前線で働く医療従事者の待遇改善は必要不可欠です。組合員からは感染対策を万全にとりながら業務にあたるものの、多くの不安の声が寄せられました。こうした声を反映し組合は、2021年2月8日に学長並びに病院長に対し待遇改善を求める要望書を提出しました。この要望書に対して2月17日に開催した病院長交渉で回答を受けましたので報告します。

2021年2月8日

新型コロナウイルス感染症の医療にあたる医療従事者への待遇改善を求める要望書

日頃より熊本大学の教育・研究・医療、また今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき感謝します。

熊本大学病院では、新型コロナウイルス感染患者の受け入れを始めました。今後も感染拡大の状況によっては、受け入れが本格化し、感染患者数が増加していくことが予想されます。感染患者受け入れに備えて万全な感染対策を講じられていることと思いますが、医療従事者が過酷な勤務の中で、自らが感染したり、他人に感染させたりするリスクが高まることは避けられません。

一方で、感染患者を受け入れていない病棟においては、受け入れ病棟に応援をだすことになり、常に勤務変更を気にしながら人員が減った中で増加した業務にあたっています。医療従事者が精神的、身体的に疲弊すれば熊本大学病院の医療崩壊へと繋がります。

組合は、これまで以上に感染対策を行なうとともに医療体制を維持するために著しく精神的緊張や心労を伴う業務にあたる医療従事者への特段の待遇改善が必要不可欠だと考えます。

つきましては下記の3点を早急に要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の医療にあたる教職員への手当を創設すること
2. 感染防護のための医療資材の確保を万全にすること
3. 新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者が希望する場合には宿泊施設を確保し、宿泊費を負担すること

以上

1. 新型コロナウイルス感染症の医療にあたる教職員への手当を創設すること

総務課長は「人事院規則や先行して受け入れている他大学の手当を参考に、入院患者の診療、看護、検査に直接的に関わる職員を対象とした特殊勤務手当を特例として支給できるように病院から1月20日付で学長に要望書を提出した。その結果、1月28日付で学長裁定を定めていただき、支給できるようになった。これから、1月、2月の実績分の調査をし、初回は3月の給与で支給する」と説明しました。この手当は熊本県の協力金を財源の一部とし、業務内容に応じて一人当たり1日最高4,000円が支給されます。すでに、支給に向けた勤務調査が始まっていますが、学長裁定には「この裁定の実施について必要な事項は、病院長が別に定める」となっており対象者等は不明確です。組合は、病院側に詳しい説明を求めます。

2. 感染防護のための医療資材の確保を万全にすること

経理課長は「医療資材の確保については各種3ヶ月程度の備蓄は確保している」と回答し、病院長は「長期化したことである程度手の届く範囲になっている」と説明しました。

3. 新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者が希望する場合には宿泊施設を確保し、宿泊費を負担すること


すでに、厚生労働省補助金を利用し運用されることが文書で配布されています。経理課長は「新型コロナウイルス感染症患者を担当する医療従事者に周知している」と説明しました。組合からは周知されていない部署もあることから、改めて病院全体への周知徹底を求めました。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策業務従事者への特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例について」（1月28日学長裁定）と「熊本大学病院にて新型コロナウイルス感染患者を担当する医療従事者の宿泊について」（1月15日付文書）を裏面に掲載していますのでご確認ください。

特殊勤務手当以外に病院職員に対し一時金の支給を検討!!

病院長は、新型コロナウイルスに対応する病院職員に対し「直接的、間接的にほとんどの病院職員は関わっている。特殊勤務手当以外に、なんとか一時金を手当できないか考えている。国や熊本県の支援事業制度を利用しながらなんとか一時金を支給できるように本部に説明をして、本部も含めて動いている」と述べました。総務課長は「コロナ患者の受け入れに対して治療等に関わられる人以外についても、後方支援であったり、クラスターの発生予防であったり、院内に勤務されている方に広く一時金のような形で支給できないか、検討を進めているところだ。2020年度中には一時金の支給を行ないたい。一時金は一回限りだ」との内容が明らかになりました。新たな情報が入り次第、組合員の皆様にお知らせします。

(裏面へ続く)

組合ニュース	No. 10	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2021. 3. 3	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp	

新型コロナウイルス感染症対策業務従事者への特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例について

令和3年1月28日
学 長 裁 定

職員(国立大学法人熊本大学職員就業規則第2条各号に規定する職員をいう。以下同じ。)が、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために熊本大学病院(以下「病院」という。)が実施する作業に従事したときは、国立大学法人熊本大学職員給与規則第22条の特例として当分の間、防疫等作業手当を支給する

1 手当額等

対象	手当額	備考(業務内容等)
新型コロナウイルス感染症と診断されて病院に入院した患者(以下「入院患者」という。)に対する医療を提供する場所として病院が指定する部屋・区域等において、入院患者の診療、看護及び検査その他学長が必要と認める作業に従事した職員	4,000円/日	次の作業に従事した場合 ①入院患者の身体に接触して行う作業 ②入院患者に長時間にわたり接して行う作業 ③その他学長がこれに準ずると認める作業
	3,000円/日	上記①～③以外の作業に従事した場合 ※ただし、同一の日に①～③の作業にも従事した場合には、①～③に係る4,000円/日のみ支給。

2 適用日

この裁定は、令和3年1月10日から適用する。

3 その他

この裁定の実施について必要な事項は、病院長が別に定める。

熊本大学病院にて新型コロナウイルス感染患者を担当する医療従事者の宿泊について(お知らせ)

熊本大学病院にて新型コロナウイルス感染症患者を担当する医療従事者について、やむを得ずホテルでの宿泊希望する場合は、以下により行ってください。

なお、この宿泊経費は、厚生労働省補助金による支出となりますので、勤務実態を確認しますので、実態とそぐわない場合は、実費負担となりますのでご注意ください。

【熊本大学病院にて新型コロナウイルス感染症患者を担当】
宿泊希望する医療従事者

【平日宿泊又は休日に宿泊を希望する場合】

必ず事前に宿泊の申し出を行ってください。

★平日のみ受付時間(8:30～17:15)

① 経理課内線 5922(芦江)・5924(田村)

② 経理課→熊本KBホテル又はリバーサイドホテル熊本 連絡

③ 経理課→宿泊を希望する医療従事者へ 連絡

なお、緊急に宿泊を必要とする場合は、直接 熊本KBホテル又はリバーサイドホテル熊本に連絡していただき、後日、経理課内線5922(芦江)・5924(田村)宿泊の報告をお願いします。

●熊本KBホテル
熊本市中央区本荘3-2-9
TEL.362-4711

●リバーサイドホテル熊本
熊本市中央区細路町4-12
TEL.355-3110

【宿泊時】

- ① 大学病院(経理課・芦江)から連絡があっている熊本大学病院職員とフロントで申し出を行ってください。

*支払いは、後日大学病院にて行います。